

八王子市投影広告物ガイドライン

令和2年 10月 1日

八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課

投影広告物の表示等に関するガイドライン

1 共通事項

投影広告物（プロジェクションマッピング等）を表示する際は、次の内容に適合することとする。

(1) 光害の防止などの景観、周辺環境及び安全性への配慮

- ・景観、周辺環境、道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないこと。

<急激な光点滅等による安全性への影響の防止>

- ① 次の事項を遵守すること。

参考「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」

(日本放送協会・一般社団法人日本民間放送連盟)

- a 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意すること。
 - (a) 「鮮やかな赤」の点滅は、特に慎重に扱うこと。
 - (b) 避けるべき点滅映像を判断するに当たっては、点滅が同時に起こる面積が画面の1/4を超え、かつ、輝度変化が10%以上（投影面の照度変化が10%未満の場合を除く。）の場合を基準とすること。
 - (c) 前項(a)の条件を満たした上で、(b)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化（又は投影面の照度変化）を20%以下に抑えること。加えて、連続して2秒間を超える使用は行わないこと。
 - b コントラストの強い画面の反転や画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換（投影面の照度変化が20%以下の場合を除く。）は、原則として1秒間に3回を超えて使用しないこと。
 - c 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を占めることも避けること。
- ② サブリミナル的表現は避けること。
 - ③ 使用する光の種類、波長、強さ等、人体への悪影響がないよう十分に配慮をすること。
 - ④ スクリーンとなる壁面等に投影する際、その壁面から光がはみ出さないこと。

<住環境への配慮>

- ・住環境への配慮が求められる地域では、深夜帯の表示を避けること。

<道路交通等への配慮>

- ・道路交通等へ影響を及ぼすことがないよう事前に、交通管理者等と協議すること。
また、道路を挟む場合等は、信号機、道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者をげん惑するおそれがないことを確認し、交通管理者等と協議すること。

(2) 物件管理者等との事前調整等

- ・投影対象物の所有者（管理者）の承諾を得ていること。
- ・投影機を設置する場所の所有者（管理者）の承諾を得ていること。
- ・文化財への投影を行う場合は、文化財及び周辺環境の毀損*が無いよう実施するとともに、事前に文化財課及び文化財の管理者に対して企画書を提出する等の必要な調整を行うこと。

*物理的なものだけでなく、イメージ等の毀損も含む。

- ・道路を挟む場合等は、交通管理者等の必要な関係所管との協議を行うこと。

- ・光害や騒音への配慮を目的として、必要な所管と協議したうえで、関係法令を遵守すること。
- ・その他、必要な関係所管との調整等を行うこと。

(3) 規格・総表示面積の基準

八王子市屋外広告物条例施行規則第13条第1項第9号の基準並びに第15条の総表示面積の基準に適合すること。

(参考) 基準の一部抜粋

- ・建築物の屋上を利用する広告塔等の規格
 - ① 広告塔等の高さは、地盤面から設置個所までの高さの2/3以下
 - ② 広告塔等の上端までの高さは、商業地域等は52m以下・第一種住居地域等は33m以下（木造は10m以下）
- ・建築物の壁面を利用する広告物等の規格
 - ① 上端までの高さは、商業地域等は52m以下・第一種住居地域等は33m以下
 - ② 面積は、商業地域は100㎡以下・商業地域以外は50㎡以下
 - ③ 壁面に占める広告面積の割合は、当該壁面面積の3/10以内
 - ④ 屋根への表示面積は、鉛直投影面積で計算する。
- ・総表示面積の基準（表示期間が7日以内のものを除く。）
 - ① 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
 - 一建築物の壁面面積（52mまでの高さの部分）の6/10以内
 - ② 上記以外の地域
 - 一建築物の壁面面積（33mまでの高さの部分）の6/10以内

※ 八王子市屋外広告物条例第13条第2項の規定により市長が指定する区域においては『八王子市屋外広告物条例第13条第2項の規定により市長が指定する区域における屋外広告物等の表示又は設置の基準等を定める規則』の基準に適合するものであること。

2 公益を目的としたイベントのために表示する投影広告物

(1) 公益イベント等で表示する投影広告物の適用除外

公益を目的としたイベント等のため、公益性があり期間限定で表示する投影広告は、禁止区域若しくは禁止物件又は許可区域に許可を受けずに表示又は設置することができるものとする。ただし、次の基準の全てに適合すること。

- ① 表示期間が3か月以内のものであること。
- ② 企業広告等（営利を目的として表示されるものをいう。以下同じ）を表示する場合は、次に掲げる事項に適合するものであること。
 - a 企業広告等の表示時間が当該投影広告物の表示時間の3分の1以下であること。
 - b 企業広告等の連続の表示時間が5分以下のものであること。
 - c 企業広告等の表示面積が当該投影広告物の表示面積の20分の1以下の場合はア及びイの基準を適用しない。
- ③ 屋外広告物表示・設置届（第4号様式）を市長に提出したものであること。

<公益性>

地域の発展、観光の振興、まちづくりの推進、学術、文化、芸術又はスポーツの振興、国際相互理解の促進、地球環境の保全、青少年の健全な育成その他の公益に関する目的を有するものであること。

(例) 地方公共団体やまちづくり団体、商店会が実施するもの等

<企業広告等の表示について>

次の基準の全てに適合するものであること。

- ① 法令及び公序良俗に反しないこと。
- ② 本来の公益目的の表示を阻害しないものであること。
- ③ 公共空間にふさわしいデザインとすること（品位に欠けるものは避ける等）。
- ④ まちの景観に配慮したデザインとすること。
- ⑤ 企業広告等の表示間隔は、企業広告の表示時間以上に空けること

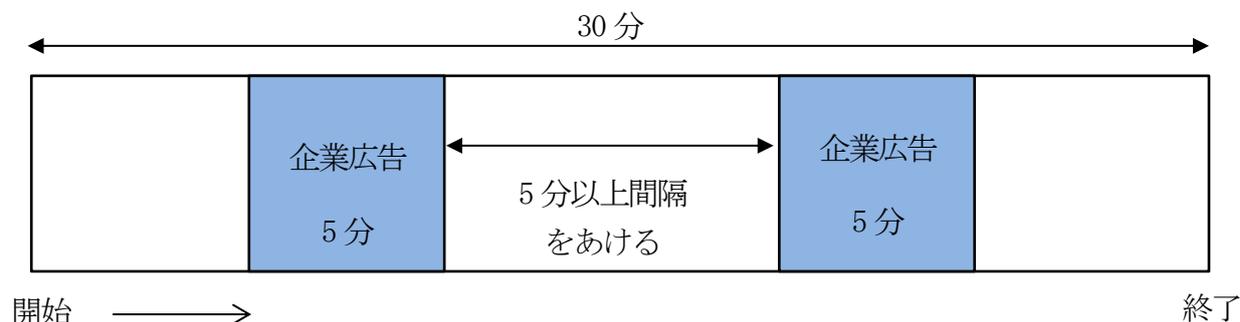
(例：企業広告を5分表示した場合、次の企業広告を表示するために、5分間の間隔をあける)

<タイムテーブルイメージ>

総表示時間：30分

企業広告表示可能時間：30分 × 1/3 = 10分*

*10分間連続で表示することはできないため、1回の表示を5分間以下とする必要がある。



(2) 公益イベント等で短期間表示する投影広告物の基準

表示期間が14日以内で2(1)の基準に適合するものは、1(3)の基準にかかわらず表示することができる（禁止区域にあつては、原則として、公園、広場等、学校、美術館、官公署等の敷地や観光・歴史文化資源及びその周辺で表示するものであつて、周辺環境や安全性に支障を及ぼすおそれのないものとする。）。ただし、1(3)の高さ制限を超えて表示する場合には、次のいずれかの要件を満たすよう配慮すること。

- ① 表示期間が7日以内
- ② 表示期間が14日以内かつ1日当たりの表示時間が3時間以内

※ 『八王子市屋外広告物条例第13条第2項の規定により市長が指定する区域における屋外広告物等の表示又は設置の基準等を定める規則』の基準に関わらず表示が可能。

<公益イベントで規格等を超えて表示する場合の景観等への配慮>

- ① 原則として、表示期間の上限を超えて繰り返し表示することを避けること。繰り返し表示する場合には、適切に間隔を空けること。
- ② 「八王子市景観計画」で指定された重点地区については、当該地区の「良好な景観形成に関する方針」に配慮したものとすること。
- ③ 広範囲から視認できるような場合には、周辺自治体からの見え方にも配慮すること。

3 現場管理

- (1) 投影広告物管理者を設置し、安全管理を十分徹底するとともに、現場における緊急事態等に対応すること。
- (2) 緊急連絡網を設置し、緊急時の連絡体制を整えること。

4 その他

上記に定めるもののほかは、その他の屋外広告物の取扱いの例による。

(参考) 問い合わせ先一覧

<道路関係>

道路法に基づく道路占用許可	国道	相武国道事務所 管理第一課 八王子市大和田町 4-3-13 TEL : 042-643-2007
	都道	南多摩西部建設事務所 管理課 道路管理担当 八王子市明神町 3-19-2 TEL : 042-643-2612
	市道	八王子市役所 道路交通部 管理課 八王子市元本郷町 3-24-1 本庁舎 6 階 TEL : 042-620-7274
道路交通法に基づく道路使用許可	八王子警察署 交通課 交通規制係 八王子市元本郷町 3 丁目 19 番 1 号 TEL : 042-621-0110	
	高尾警察署 交通課 交通規制係 八王子市東浅川町 23 番地 34 TEL:042-665-0110	
	南大沢警察署 交通課 交通規制係 八王子市南大沢 1 丁目 8 番地 3 TEL:042-653-0110	

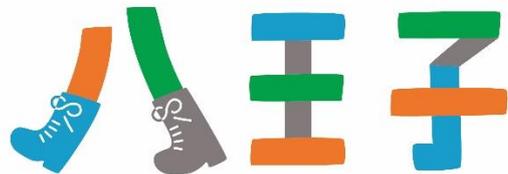
<文化財関係>

文化財に係る調整について (表示場所・内容含む)	八王子市役所 生涯学習スポーツ部 文化財課 八王子市元本郷町 3-24-1 本庁舎 7 階 TEL:042-620-7265
-----------------------------	--

<光・音響関係>

光について ・八王子市サーチライト等の使用規制に関する条例 ・光害対策ガイドライン	八王子市役所 環境部 環境保全課 八王子市元本郷町 3-24-1 本庁舎 2 階 TEL:042-620-7255
音や拡声器等について ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	

あなたのみちを、
あるけるまち。



八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課

TEL : 042-620-7267 FAX : 042-626-3616